◎一般保険料率　90/1,000
（基本保険料率64.42/1,000・特定保険料率24.28/1,000
・調整保険料率1.3/1,000）
事業主45/1,000・被保険者45/1,000

◎介護保険料率　20/1,000
事業主10/1,000・被保険者10/1,000
徴収対象者は、４０歳以上６５歳未満（第２号被保険者）の方です。

●一般保険料率9%、うち特定保険料率2.428%の被保険者の保険料額

標準報酬月額	健康保険料額	うち高齢者医療のための負担分（特定保険料）
20万円	9,000円	2,427円
30万円	12,600円	3,641円
41万円	18,450円	4,976円
50万円	22,500円	6,069円

令和４年１月１日付けにて iDA 健康保険組合に転籍された

皆さまは、一般・介護保険料率が変わります。

一般保険料率：98.4‰⇒90‰（8.4‰下がります）

介護保険料率：18‰⇒20‰（２‰上がります）

令和４年２月分給与より新たな料率が適用されます

４０歳未満の方（一般保険料 8.4‰減）

40 歳～64 歳の方（一般・介護 6.4‰減）

※令和４年度（３月分）より保健料率が変更することもあります。

●iDA 健保 HP よりダウンロードし、給付申請書は iDA 健保書式へ変更をお願いします。

傷病手当金支給申請書②療養費支給申請書③高額療養費支給申請書④出産手当金支給申請書

⑤出産育児一時金支給申請書及び付加金支給申請書⑥埋葬料支給申請書⑦任意継続被保険者資格取得届

●給与からの保険料徴収について（２月給与より iDA 健保の料率

	令和３年 12 月	令和４年１月	令和４年２月
健康保険料 調定	11 月分保険料（**98.4‰**）	12 月分保険料（**98.4‰**）	1 月分保険料（iDA 健保 **90‰**）
介護保険料 調定	**18‰**	**18‰**	**20‰**
給与天引	（株）リンクスタッフィング	（株）リンクスタッフィング	（株）iDA
請求者	協会けんぽ東京支部	協会けんぽ東京支部 （協会健保東京支部より iDA 健保へ引継ぎ） （保険料納付書は協会けんぽ東京支部より請求）	iDA 健保

●健康保険証の使用と返還について：iDA 健保へ新規加入者の皆さまへ

▼令和４年１月１日以降は、「協会けんぽ東京支部」の健康保険被保険者証は使えません。

▼旧保険証は、（株）リンクスタッフィングへの返還をお願いします。

特に下記の「誤解ケース」が考えられます。社員の皆さま、ご家族様は徹底してください。

①新しい健康保険被保険者証が届くまでの間は使えるだろう！

②新しい保険証が届くまで「協会けんぽの保険証のコピー」を医療機関に提示すればいいだろう！

③母が毎月病院へ通院すると月初に保険証の提示を求められるので、協会けんぽの保険証をとりあえず提示しておけばよいだろう！

協会けんぽの健康保険証は使用できません。早めに返還お願いします

健康保険証が届くまでのお願い

○もし１月１日以降に協会けんぽ東京支部の健康保険証を利用すると、病院は医療費の請求ができなくなりご迷惑をかけることになります。

○1 月 1 日以降に新保険証がお手元に無く、受診の場合はあらかじめ医療機関に「**保険者が 1 月 1 日以降、協会けんぽから iDA 健保へ変わります**」と伝えてください新しい保険証が届いたらすぐに医療機関に提示してください。

〇健康保険証が手元に届かない期間は、iDA 健康保険組合で発行した「**健康保険被保険者資格証明書**」を医療機関の窓口に提示して受診してください。

○医療機関で承認されない場合は、申し訳ありませんがいったん医療費を立替えていただき、後日「**療養費支給申請書**」に**診療報酬明細書（レセプト）・領収書**を添付して iDA 健康保険組合に支給申請をして払い戻しを受けてください。

各種健康サポートを活用しよう！

iDA 健康保険組合では、皆さまが健やかで充実した毎日を過ごせるような、疾病予防や健康づくりに役立つ各種保健事業を提供しています。

1.各種健康診断・人間ドックの提供

「人間ドック健康診断予約」を閲覧し電話又は予約サイトから申込めば、人間ドック・各種健診などが受診できます。
６５歳以上の方は、無料で人間ドックが受診できます。

2.ICT 活用の特定保健指導の実施

４０歳以上６５歳未満の生活習慣病リスクのある方は、管理栄養士により ICT 活用の保健指導が受けられます。令和４年度からはフィットビットを付与するサービスの提供も開始します。

3.ゆうびん健診（HPV ウィルス検診）と web 歯科面談の提供

郵送で子宮頸がんリスクとなる HPV ウィルス検査ができます。結果はスマホで確認できます。
web 歯科問診（ハミエル）と web 歯科面談（コタエル）で歯科衛生士から歯の健康を学べます。

4.歯科健診の提供

全国の歯医者さんで無料歯科健診が受けられ、利便性の高い歯科医院の検索もできます。

5.こころとからだの元気サポート

２４時間健康相談と面談カウンセリング（５回まで無料）が受けられます。
チャットボットにより、ＬＩＮＥでの相談もできます。
体調不良の相談はもちろん、症状から判断した適正な診療科やお薬のことも質問できます。

6.健康づくりや介護情報にお役立てください！

健康教室や介護教室並びに介護自宅学習セットの配布が受けられます。
オンライン教室も開催しています。

7.ジェネリック医薬品情報・医療費のお知らせについて

「かんじゃさんの薬箱」でジェネリック医薬品が検索できます。

また、ジェネリック医薬品の案内と電子情報による医療費通知をお知らせしています。

8.インフルエンザ予防接種補助金の支給

1 回 3,000 円、13 歳未満の方は 1,500 円の 2 回補助を行っています。

9.家庭用常備薬の斡旋を行っています。

市販価格より安価な家庭用常備薬が購入できます。

10.育児図書及び健康冊子の配布

お子様が誕生されたお宅へ月刊誌「赤ちゃんとママ」を満１歳まで、65 歳以上の方へは健康情報誌「ゆるりら」を年４回送付いたします。

11.禁煙サポートプログラムの提供

ICT 活用による医師との面談により禁煙補助薬を使った禁煙サポートプログラムで無理なく禁煙ができます。

12.ウォーキングキャンペーンの開催

歩数管理を行い、達成者には賞品をプレゼントします。

※令和４年度保健事業は、若干変更することが予想されますのでご承知おきの程お願いします。

健康保険制度について

自分をはじめご家族の誰かが思わぬ病気やケガなどで医療機関のお世話にならざるを得ないとき、その高額な医療費や生活費についてどれほどになるか不安でご心配なされることと思います。

また、出産や死亡の場合も同じく家計のご負担がお気にかかることでしょう。

健康保険制度は、こうした不慮の出費などに備えて被保険者の皆さまと会社が健康保険料をそれぞれ負担しあい、予期せぬ病気やケガあるいは休業、出産や死亡などのときに、被保険者に代わり必要な医療や窓口で支払った金額の一部を払い戻すなど日常生活の不安を取り除くため、〝相互扶助〟の精神のもとに生まれた制度です。

病気になったとき

〇高額療養費、合算高額療養費

医療費自己負担分が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合に、限度額を超えた分は高額療養費として還付されます。

● 限度額適用認定証の発行（窓口での患者自己負担の軽減制度です）

健康保険限度額適用認定証

平成　年　月　日交付

被保険者	記号		番号	
	氏名			男女
	生年月日	大・昭和・平成	年	月　日
適用対象者	氏名			男女
	生年月日	昭和・平成　年	月	日
	住所			
発効年月日		平成　年　月　日		
有効期限		平成　年　月　日		
適用区分				
保険者	所在地			
	保険者番号			
	名称及び印			

見本

自己負担限度額には所得による複数の区分があることから、医療機関の窓口でその区分を明らかにするため、被保険者が事前の申請を行うことにより「**健康保険限度額適用認定証**」を交付いたします。入院の際にはこの認定証を医療機関の窓口に提出して、高額療養費の現物給付を受けることになります。

※iDA 健康保険組合では高額療養費の自動払い制度を実施していますので仮に認定証を窓口で提示しなくても、従来通り医療費の 3 割を支払えば請求申請をしなくても高額療養費が後日払い戻しされます。

●療養費支給申請書

やむを得ない事情で現物給付を受けることが困難の場合は、費用を一時立て替え払いして、後で請求することにより、健保組合から払い戻しを受けることができます。

・被保険者証の交付を受ける前のご病気の還付
・海外療養費
・治療用装具
・柔道整復師の治療
・はり、きゅう、あんま、マッサージ等

会社を休んだとき

○傷病手当金

被保険者（本人）が業務外の病気やケガのため会社を休み、給与が支給されないときは、**標準報酬日額の３分の２が支給**されます。

傷病手当金の支給を受けるための要件

① 病気やケガで療養中であること。

業務外の事情による病気やケガで治療中であることが条件ですが自宅療養も認めます。

② 連続４日以上仕事を休むこと。

上記①、②の状態が３日連続（待期）していることが必要で、４日目から最長で１年６ヵ月の間受けられます。

待期（3 日）	欠勤	出勤	欠勤	欠勤
●●●	●●●●●●●●●●●	○○○○○	●●●●●●●●	○○○○
不支給期間	支給期間	不支給期間	支給期間	不支給期間
	1 年 6 ヶ月支給			

法改正：令和４年１月１日

待期（3 日）	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
●●●	●●●●●●●●●●●	○○○○○	●●●	○○○	●●●●
不支給期間	支給期間	不支給期間	支給期間	不支給期間	支給期間
	A 期間		B 期間		C 期間

※A 期間+B 期間+C 期間＝１年６カ月と通算化（令和４年１月１日より）
※令和３年７月２日以降の支給開始分については、新法が適用されます。

傷病手当金を受けている間に健康保険組合が変わってしまった場合の取扱い

Q. 私は、傷病手当金の支給を始めた日以降に会社が合併をして同一の傷病について新たに加入した健康保険組合から傷病手当金の支給を受けることになりました。新たに加入した健康保険組合では傷病手当金の額が変わるのでしょうか。

A.「支給を始める日」は医療保険者ごとに決まるものですから、健康保険組合の異動があれば、新たに加入した健康保険組合において傷病手当金の額が再度計算しなおされます。被保険者資格の喪失及び取得により健康保険組合等を異動する場合に限らず、事業所の編入により健康保険組合等を異動する場合も同様です。

事例：健康保険組合等に変更があるケース

令和 4 年 1 月 1 日会社転籍

A 社

A 健保組合 → B 健保組合

開始月

	500	500	500	500	500	500	500	240	240	240	240
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月

※合併により支給額が異なる

※1 段目が傷病手当金の支給の基礎となる 12 か月の平均額（240 千円）

※2 段目が標準報酬月額（500 千円）

◎B 保険者においては、標準報酬月額が定められた期間が 12 ヶ月に満たないため、平成 28 年 4 月改正健保法 99 条 2 項ただし書きの規定により、500 千円と 240 千円を比較し、少ない方の額である 240 千円となります。

出産したとき

〇出産育児一時金

一児につき 420,000 円、本人・家族出産育児付加金 30,000 円

〇出産手当金

正常な出産には健康保険が使えません。そのかわり出産で会社を休み、その間給与が支給されなかった期間に対して標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額が支給されます。

※出産手当金も傷病手当金支給条件同様に平成 28 年 4 月改正健保法 99 条 2 項ただし書きの規定により、500 千円と 240 千円を比較し少ない方の額が適用されます。

○支給期間は出産日を起点として、

□産前　：単胎妊娠 出産日まで 42 日間

（予定日より出産が遅れた場合はその日数を加算）

：多胎妊娠 出産日まで 98 日間

（予定日より出産が遅れた場合はその日数を加算）

□産後：　出産日の翌日から 56 日間

[例 1]4 月 20 日に予定通り出産した場合　支給日数計 98 日間

[例 2]4 月 20 日が出産予定日で 4 月 25 日に出産した場合　支給日数計 103 日間

予定日よりも出産が早まった場合には、早まった日数分が「産前」の産休期間から差し引かれます。

ただし、何らかの理由により、産休開始以前も就労していない場合で給与の支給がなく、出産が予定日より早まった場合には、早まった日数分も支給されます。

死亡したとき

○埋葬料（費）50,000 円